

市会議第2号

骨髓移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書の提出について

骨髓移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書を次のとおり提出する。

平成28年6月3日提出

提出者 市会議員全員

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、  
総務大臣、厚生労働大臣 宛て

京都都市会議長名

骨髓移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

骨髓移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である。広く一般の方々に対して善意による骨髓等の提供を呼び掛ける骨髓バンク事業は、公益財団法人日本骨髓バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。

骨髓バンク事業において、平成28年2月現在のドナー登録者数が45万人を超える、患者とのHLA適合率が9割を超えており、そのうち移植に至るのは6割未満にとどまっている。これは、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇取得における事業主ごとの差異など、様々な要因による。

骨髓バンク事業では、骨髓等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等のドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髓等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髓バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関して様々な取組が行われている。

しかし、ドナーが、検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は、京都市では1日当たり2万円、上限14万円の交付があるものの、官公庁や民間企業での取組は限定的であり、骨髓移植等を必要とする多くの患者にドナーが安心して提供できるような仕組みづくりが早急に求められている。

よって国におかれでは、骨髓移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、以下の事項を早期に実現するよう強く要請する。

記

- 1 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中で、ドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取組を促進するための方策を積極的に講じること。
- 2 ドナーが、骨髓等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業することができるドナー休暇の制度化を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。